法隆寺寶物考證 上

チ1
1098
1

門 移1
號 1098
1

法隆寺宝物考證

栗原信充編集

京都帝國大學圖書

七曜御劔

銅劔長一尺六寸廣九分弱厚一分五厘法隆寺金堂小安置ス 持國天皇ノ劔ト云 鞘馬藤ノ皮ヲ蒔ム 鞘ハ攝金銅絲ヲ以テ巻ク 長一尺五寸五分製作全日ノ一增長天皇ノ劔ト云 世劔相傳ヘテ上古法王世物ト云 世二天ノ長四尺四寸本像ナリ 光背ノ銘ト山口大口貴上而次木閑二人作也 行ニ某師能保上織師司吉二人作ナリ 行ニ ナリ 先輩書定ノ

春材云織光背銘ヲ見ルニ鐵トアリ

明治四拾五年五月購求

て山口大口ハ日本書紀白雉元年の條ふ是歳漢
山口直大麻呂刻千佛像とあるハ世二天像も白
雉元年の作なるべしとゆへて弘る世ハ天保十
三年にて一千百九十三年前の像ふして上吉法
ま蕃僧後三十三年ふ南ま天禁拔ふ志刀契匡
房記顯宗云餅飯三天或二天伝十喜中一劍背面
銘北斗左青龍右白虎其外石見とあるふとまハ
世級一天六甘須ハ小天の二石ふして北斗雲形
之下ハ鏤伝龍作なるや舞鶴なるとも若く
ハ寺院紀代のとき上吉法ま法ふ授けらまし契刀

なるべきと御ふ國家典刑の一石幸ひふ
今日ふ取伝ふもとなる者も謄仰尊重ま一仏
安元年閏十月円悟ふ定春法卯ふ伝ふ劍を拜
して
秋の雲消ふるふ嘉伝星七の曜をかゝ
て老ぬる
とふみなをしハ天保十三年にて五百六十五年
前なる我云白石先生軍書考ふ世俗の変をいひ
およわきいるハいうふ吉云二天王の杖
杖なるとゆて先生偶見わとされ寺伝西土ふも
也又ちけてあなきるる杖なるて
湘夜ちをしを変下ふ臚列も

山海經注ハ汲郡冢中得銅劍一枚長三尺五寸今
所在干將叙明古者適以錫銅為兵器又曰山海
經注ハ晉郭璞なり汲郡ヨリ冢を発て銅劍を得
たるハ王隱晉書ハ太康元年のなり日本惠神
天皇十一年ハ南ル天保十三年ヨリ千五百太康
年中の天ハ日本曲天の七寸五分九厘二毛三糸
なり
呉越春秋ハ越王允常聘欧冶子作名劍五枚一曰
純鈞云く薛燭善相劍豐然望之曰沈ゝ如芙蓉始
生於湖觀其文如列星之行云ゝ蓋此劍赤堇之山

彼而出錫若耶之谿涸而出銅吉日良時欧冶子因
天地之精造為此劍ゝあるハ越王ハ純鈞と錫銅
ヲ以造ルヽ一説ニ欧冶ハ星の文あるなり越
王允常ハ史記ハ考ルに越王句踐の父ハ一
呉王闔廬と戰ヒ相怨代ルに句踐ハ周敬王
の二十四年と元年ヨリ九ハ日本懿德天皇の十
五年ハ南ル天保十三年ヨリ二千三百三十八年前なり
日書ハ伍子胥過江解其劍與漢又曰此劍中有七
星北斗其値百金ゝあるハ西ゝ七星北斗とあ
らハ一たるゝなり伍子胥ハ呉王夫差十一年ハ

謀をとゝる間敬王世五年のうちなり日本懿德天
皇本六年に南る天保十三年より千三百
二十七年なり
潛確類書に唐太宗有古劒七星隱顯隨於北斗恒
在燈下試之使人視雲氣過斗劒上返星漸隱頃刻
不見といひし又唐李嶠寶劒篇に背上銘為万年寶
胸前點作七星文なりと考へ合すれハ此所
劒隋唐の物にて千二百五十年前の物なる疑
意髮と疑ふ所なし

紺紙金泥梵網經　七種宝物一

上古法王法師にて外題ハ法王と貼そ

云倒鑑類要に白傳集に云設有人書貝葉上花檀
龕中非堅非久如擬印宜假使人刺血為墨剥膚為
紙即成如筆畫水故我謂石經功德契如來有
囑之心と云云字經を幸書第一にて墨ハ血
のこゝ紙ハ膚をさくること云ふ方を以て
内を法ほを剥とものにて外題とすべきと以へ
る第なり
此師經推古天皇二十二年上宮法王四十三歳の
時書写したまふ事なり以ハ天保十三年より
千二百二十九年なり一行十七字紙巾八寸九

分首題注寸九分幅二分八厘弘安元年閏十月
定円法印都是〻〻て
高野寺の門〻ぬ〻の清き網〻中我
赦ゝ用ふハ如〻〻つ

七種宝物二

納袈裟

釋迦如来〻〻勝鬘夫人へ授るの袈裟なりと云
勝鬘夫人を法華上吉疏上吉法華は勝〻〻て唐沙門を敬花の法花義疏
〻〻自別なり〻ふ夫勝鬘者本是不思議迦柯知如来分身
或是法雲大士但遠照踰闍之機宜以女質為化所
以初則生於舎衛国王畫孝養之道中則為阿踰闍

友称夫人顕三従之礼終則影響敬迦共弘摩迦衍
之道〻〻也以七宝蔵其肉身而令以万行蔵其法
身故云勝鬘〻〻注さる翻譯名義集ふい摩利或云
末利此云鬘医王之后也西域記作為柰因施柰得
報也女名勝鬘為踰闍王后〻〻ありて釋尊入滅周穆
王三十六年壬申〻〻て太子勝鬘獅子吼一乗大方
便方廣経を講ずふ〻〻推古天皇十四年丙寅ま
て千五百九十六年ふ初〻〻推古天皇十四年ふ天保十二年まて千
二百三十七年ふ及ふ仏滅敬迦如来の住世後
後二千八百三十二年〻〻
魏の文成帝の世〻〻疏勒国王の〻〻ら且〻〻支北

文ふみの遣使遣に敕迦年尼佛袈裟一長二丈余帝
以其書是佛衣當有靈異置於極大之上經日不燃
觀者悚駭と而り是時に後魏文帝て即位元年壬
辰に日本の先著天皇四十一年なり如来滅後千
四百四十二年ふるとふ袈裟をしるふ証をと云
但しふるふ此樹の石に漢土天魏天の彫なるへけ
とハ二丈餘ハ今の曲天一丈五天ハすそうそふよ
高ふ文成帝元年ふるて雅古元年ふるて百四十一
年なれハ敕号の袈裟皇帝ふ持ふる程なりと云
但しふるふ

弘安元年壬十月定円法印記ふるを一時ハ健陀羅
国物ふて勝鬘経講演の時ふ用ひたるふるとい
へとそ密冠ふ命て乾陀羅
ふ
ふ
ふ
ふ
ふ
ふ
ふ
翻訳名義集ふ健陀羅此云黄色云乾陀羅那此云香
健駄羅西域記云旧云乾陀衛訛也云香行国云
国経ふ若以乾陀羅栴香和白芥子油仗十一切龍と
ふふふふ皆黄色を云ふふ

袈裟の巻

面小弱鶴衛に松枝如き物絡ふ――背ふ蓬莱山
仕者と解絡ふと寛政四年栗山 邦夫 屋代弘賢
以貫書定――て小野妹子隋紀らて将来の物――
又編池ふ見と墓刻と――して世人用――世高と志
ふ云――伝得て七年平ふれと西国流竟想律師
ふ贈ふ即袈裟の巻の巻なり小槻妹子推古
天皇十五年七月隋ふ使――て十六年四月隋紀――
九十ケ月小甚年九月ふ隋ふ使――十七年九月
往来ふ――
四紀ふ九十二ケ月隋煬帝大業三四五年の間之
往来ふ

天保十三年ふ千二百三十六年 妹子又ハ春日
三十五年三十四年小ふ妹子
皇子敏達天皇の子
ふ小野氏系図ふ見ふ妹子姓氏孫
也大徳小野臣妹子家ふ於近江国滋賀郡小野村因
以為氏と為ふ小槻敏達天皇の末孫ふ小ふ
ふて表姓律令ハ表昭天皇の皇子天足彦国押入
命の孫と――ふ妹子隋人ハ蘇因高と称せ
――云ハ小野と蘇と共ふ妹子を因高と称
――ふて

真鈴

上宮法王降誕の日法隆の樟より出現せり
と云ふ今案ずるに軍案利金剛寺斗南太重不
動十降三世大威徳醍醐五大明王を鑄出せるに
も鈴と云ハ形ち玉篇に鈴為圓形半裂以出
聲銅鐸於内以鳴之とあるに世真鈴のごとき物
ハ周礼地官射人の注に鐃如鈴無舌
有柄執而鳴之以止鼓と云有柄執といふふ
ハ世真鈴に似るものや柄執を鈴形にを
と詮話と真言宗ハいへり
世鈴話 鈴杵類 上宮法王降誕の日に出現せり

云ハ敏達天皇二年癸巳の軍用に天皇いまし在
るとまた世に天保十三年に千二
百七十年に当る

七種宝物四

賢聖瓢

八仙瓢と云長五寸に径三寸と分用を大六寸
六分底径三寸重サ四銭二分あり孔夫子家姓期
鬼谷先生薇秦張儀四皓小楷書十六書九人と樹木六本
多四羽と丹乾坤と定用法印なり
如けと也八仙と
夕て

しく然れども又もつ器の瓢をもつて万象集妻瓢ふ
睦月もつ事ふ和ふ
い時〳〵然やも
とあるかうきく酒壺のうゝ様にて名つけ〳〵か
らんか
又賢聖瓢と名付〳〵事と者つもふ酒清ふ九酒以
色清味重為聖色如金而醪者為賢とあて此瓢
清るもの小こ昔るもの濁へ中れハ賢聖瓢と云
なるん四皓ハ史記留侯世家ふ高帝欲廢太子及
燕置酒太子侍四人従太子年皆八十有餘鬚眉皆白

言姓名曰東園公角里先生綺里季夏黄公上乃大驚
云翼已成矣難動矣とあるも此惠帝の廣きれしと
まいるる所以乃置酒かれハ表と呼へ〳〵蘇秦
傳ふ若有遠客使而其妻私於人者其夫將未其私
者憂之妻曰勿憂吾已作藥酒待之矣居三日其夫
果至妻使妾舉羊酒進之妾欲言酒之有藥而恐其
遂主母也欲勿言乎則恐殺其主又也於是乎佯僵
而棄酒主又怒笞之五十と云ハ怒かり〳〵て亦戒と
そへ〳〵張儀傳ふ張儀嘗從楚相飲已而楚相亡璧
門下意張儀曰儀貧無行必是盜相君之璧共執張

儀掠笞数百本服解之云々儀已相秦為文撥告楚
相曰始吾從君飲我不盜而璧若笞我君善寺我顧
且盜而城と云へり　ハ哀と云へり　列子に栄啓期鹿
裘帯索鼓琴而歌云々吾為人一樂也得為男二樂
也行年九十三樂也貧者士之常也死者人之終也
孔子曰善乎能自寛者也とあるハ樂々なりて酒
ハ哀怒哀樂と云て自分寛ふもの〳〵と云ふ事
歟ふ顕〳〵鬼谷先生と東〳〵ハ蘇秦張儀の學
を云〳〵楊雄ハ酒ハ又怒哀の楊雄と云ふ意
なり〳〵〳〵彼を通〳〵て佐を考ふ見ハ酒器なる

七種宝物五

神宝部

上古法王ハ宝鈴と禅の上に印〳〵たまひ〳〵なりと
云千二百余年の後に隠〳〵として
禅の〳〵ふ秋有ると云ふ権者の霊妙石側の玉
なりと

七種宝物六

梓法弓

世法弓新井飛鳥の軍器考ハ梓弓なりと云ふ
うれと是ハ神代ふ世法志弓の迷製と見
〳〵とあて今書ふ長六尺法本弭振

八月ニ信濃國夢殿山ヨリ出ル樹ヲ以テ
作テ大和國大安寺八幡宮ニ作リ奉ル神功皇
后ノ時弓山樹國靜原二宮山ニ祝ガ奉ル天武
天皇ノ時弓ナリト云ヘ共ノ説ハ誤ル而ル根本
弓ナリ

六月編

物部守屋大連ト射ル器ナリト云ヘ共実ハ
大連ト射ル器ナルニ依テ連是赤樹ノ異名ナル
ヘク所内國淀川邊ニ生ル草村ニ守屋塚諸器塚ア
リヨリ考レハ守屋ガ作リ祝ガ奉ル中

七種変物之

鳴鏑ヲ荘子在宥篇ノ馬蹄曾史之馬爲桀跖之鳴
矢也ト云注ニ鳴矢ハ矢ノ先ニ鏑者ト云ヘハ今ノ鳴
鏑ヲ中ス歟軍ニ考ヘハ鳴鏑ト云ヒ鳴鏑ト云ヒ詞林
海錯ニ鳴矢光聲響器ト云レハ如ク云フ鳴鏑之
ハ如ク云ヒ考ヘハ若作ハ因顕ヲ以テ云ヒ中
要ニ作リ云ヒ〜物ト云ヒ〜ハ天保十三年ヲ
二千百六十年ニ第十代皇孝安天皇ノ
御宇ニ南ル天延令八月鳴鏑ヲ射タマヒシト
云ハ此考ヲ皇紀ニ作テ誤ル外書ニ先ヲ
ヲ中ス東大寺正倉院ニ祝ガ奉ル聖武天皇ノ時鏑

矢月石八と六とかなて四天王寺ふある鳴福寺も
上宮法皇の御願なるよしいへてこれも用ハ六
なて
又云寺屋大連ハ欽明敏達用明三帝の大連なて
大連ハ大きふつゝきたる職なて今の將軍と
おなしゝおなしを申いて来侍の任なて
其家河内國渋川郡河都郡と今ハ河都郡摂津國西成郡とも云
北のふあて其所領なる田園河内物部十八万六千
八百九十町あてゝゝ一代と云ハ今ハ五歩ふあ
たるハ十八万六千八百九十町を今の九十三万
四千四百五十歩ふて三千歩一町として三百十

一町四段二百五十歩ふて一段の租七斗五升ふて
積九二千三百三十六石一斗二升四合七勺ふあ
斗と收むゝ一寺屋の領ハ四つおなしく四千八百
四十段をうてそうもあるる 其
家を滅一月を彰をし板を書ふそうふ用明天皇
即位のそゝ光薨我馬子宿禰大臣
連大連光期のゝ仕くそゝふ天皇三宮ふ
物部と云ふ物部弓削守屋
屋連ハいゝて國神を祭て祀くを彰ふへりんや
と中て佛ハ寺ゝ佛馬子宿禰ハ佛のまふゝ佛ハ
寺ゝんと中まゝて大臣大連中あゝなりしか

[illegible]寺院ハ河内國河新の家ハ遷さ[illegible]
[illegible]九月九日ハ崇峻帝[illegible]百濟
ハ元興寺皇[illegible]と伝ふつけ[illegible]馬
子右称[illegible]崇峻天皇と伝ふつけ[illegible]尤
元興寺皇[illegible]と諸[illegible]遷ハ寺院連を河内國渋
川郡衣摺の家[illegible]新[illegible]天皇と繁
余池上張ハ華[illegible]寺ハ八月二日崇峻天皇ハ伝ハ
つりせ[illegible]ハ寺院連ハ之[illegible]内伝[illegible]
[illegible]て記ハ遷[illegible]罪ハ[illegible]を滅
[illegible]ハ馬子右称の稱推と[illegible]

め[illegible]出[illegible]と[illegible]これハ[illegible]上宮法
[illegible]怨敵[illegible]云[illegible]

象笏

推古天皇即位元年癸巳歳四月十日己卯廐戸豊
聰耳皇子[illegible]以万機志志
馬と日本書紀ハ[illegible]物[illegible]笏
[illegible]今ハ笏の[illegible]ハ階
万宝[illegible]遣[illegible]ハ笏[illegible]
いふと云ハ隋書礼儀志ハ笏長二寸方不新
[illegible]ハ笏の[illegible]ハ二寸と[illegible]万

玄蕃水天と晋蕃天の一天一寸八分六厘ふ南る
天なれい今曲天のハ寸九分余ふ南る この天は
一天二寸ハ曲天の一天。七分四厘ちうをふ南
る此は筋の長と等と合をたるもの　万玄蕃の水天
を遣て隋の開皇十年なれい皇帝の崇敬天
皇三年ふ南る皇太子となり　也四
年ものことく水天と　くしい大業　隋帝ふて
元年なれハ推古天皇十三年ふあたる　隋帝ふて
持へ　更新なり　結ふハ天保十三年ふて千二百
五十年ものふ持へ
又云筋の長さハ今も天二寸を用ひらるゝとい
へとも天ふ異なると仍て長短いとしふ河

内国摂津寺ふ持へる　蓋相面此牙筋ハ曲天ふ
て一天一寸八分ものて即天平天の一天二寸ものて
天平天ハ曲天の九分を以一天とし　又武家尤の牙筋ハ曲天ふて
天五寸ふ行へる　緑天ハ一天二寸を用ひ
緑天の一天二寸ハ曲天の一天五寸なり　真楷云の筋一天四寸八分
緑天の微天　忠仁云負信云筋を一天四寸三分　兵後
天ふて遣ふ　兵後天の一天　ふて和毫厘の矣
二寸ハ曲天の一天四寸ものふ
日あるとも怪しへき事ふ非ず

清玲玉金別子殊兄保

源氏物語若紫巻ふ重徳寺ふて百済ふて深ふま

へてゝ金剛子の孫数の孫の数朱しるせり
て中国にて入るる器の如き形なるとある
は紫式部日記にしらかい器も付たるとあるは
瑠璃玉は本艸宝石の集解に所謂猫睛石の類
なるべし大明一統志に三佛斉国にて猫睛石は細
蘭国出産漢時遠如猫睛とあるは西蕃遠夷の
産物なるべし留青日札に蔵嵩物産考猫睛
二十四顆内黒猫睛一顆とあるは尚好の
人保証あるべしとあるは金剛子は文献通
考波斯国の条に金銀鍮石金剛石斉銅鍮とあり

は波斯国にては産するものとあれども又日書
に宋文帝元嘉元年天竺伽毘黎国王月婆達使奉
表献金剛子指環を貢せりとあるべきか

御塵尾

上言法を説きおはして勝鬘経を講じたまふ時に執
らせたまひし御塵尾なりといへり橘寺は高市
郡橘寺にあるを仮て志るせり仏頂山上宮院菩
提寺云日本書紀には推古天皇十四年七月天
皇請皇太子令講勝鬘経三日説竟之云々とあり
は皇太子三十四歳の時なり推古天皇は用明

天皇[illegible]日毋妹[illegible]世[illegible]皇[illegible]法伯毋[illegible]
[illegible]時[illegible]年四十[illegible]
備竟之赤蓮花麈尾長二丈面濃方三四丈地即
於其地造立寺堂是即今橘樹寺也と日本紀に云
是歟
麈尾は東大寺正倉院宝物目録に見ゆ其
二天柄長七寸五分尾長四寸あり聖武天皇[illegible]
白檀と有り
書紀は上宮法[illegible]物なり書紀に王浙毋根王
柄麈尾と云御鑑類聚に犀柄麈尾と見ゆ又白麈
尾を麈尾と云物と有るは尾白[illegible]

と云[illegible]石[illegible]は麈似鹿而大其尾辟塵辟[illegible]
視其尾為準故古侯者揮焉と有り
天平宝字五年一千八十二年[illegible]天保十三年[illegible]年[illegible]に書たる法隆寺
東院佛経資財帳に合鉄尾二枚一枚漆塗裏竹
形摺銀柄并槌合表漆塗裏丹塗右上宮聖徳法王
[illegible]特物と有るは此麈尾なり[illegible]槌を散逸と
[illegible]へて今[illegible]変[illegible]今一枚の麈尾は赤毛
[illegible]以象牙為銀枝金塗雜漆牙為茎雜玉口枝茎
并竹合槌在白絹袋と有り[illegible]
[illegible]

備佛

間人皇后并膳大候部を以て造れりと云へり考
日本書紀推古天皇十三年の條に四月辛酉
天皇詔皇太子及諸王諸臣共に発願以造
造銅像丈六佛像各一躯乃命鞍作鳥為造仏之工
とあり十四年四月壬辰八日造竟りて供備像
此時は間人皇后なり
八頭は天皇の皇女なりて
中宮と小姉君と云蘇我稲目宿禰の女なり
用は天皇の御子なり
厩戸皇子即上宮法王

未月皇子頭豊皇子茨田皇子竹田皇子
を推古天皇二十九年辛巳十二月二十二日薨
ふかくれ給へるなり天寿国の曼荼羅綾文
えりを膳大妃を膳部菟頭子臣の妹なりて后に
と云へり推古天皇六年二月皇太子妃
と為て三十年二月二十一日薨ぬ
ふかくれ給へり
金堂釋迦如来光後の御ふくみなり
塗金釋迦如来　白銅出来迦　全三尊
塗金弥陀如来　観世音像　二脇侍
九四十八躯の仏像高麗国大興王より貢

金を以て鳥仏佛を作らせ給ひしに依て云鞍作
鳥は鞍作部村主司馬達日本紀通証に南梁司馬達止仏徳佛天皇十六年来朝と云河内国錦織村に在しいへり達の子多須那の子を推古
天皇の十三年に造佛工となりて丈六佛を作り日本
書紀に見えたり其の時高麗の大興王聞て
丈六の銅像二像を作り送りて黄金三百
斤と奉られて書紀に見えたり一説は二十四
枚にて元今釋迦如来五重塔に安置せり
三百斤は一説百廿五斤なりと云へり元興
寺丈六佛像の光背に推古天皇十三年歳次乙丑
以て銅二万三千斤金七百五十九両造釈迦丈六
像銅像二躯并脇侍等とあるは皇紀にて金四百
五十九両を加へられたるなり銅二万三千斤
は今の四千百四十八貫に当て金七百五十九両
は今の二貫八百四十六匁に当る五重塔に当る
此分量にて考へるに元興寺一説に金六分八厘
七毛五糸を用ひる割にて一光三尊光後に甲
寅年三月二十六日第子王政孫奉為現存父母敬
造金銅釈迦像一軀願又如果此功徳現身安穏生
々世々不経三塗遠離八難速生浄土見仏聞法此

五十九字と七行ハ刻セタル歟迦像ハ七寸
後光のミなる甲寅ハ推古天皇二年ハ南ル王迦
孫ハ何人トシルカラス 知ル人 天保十三年まで一千二百四十九
年

春村云三十四字足也

如意輪観音像坐像ハ歳次丙寅ノ四月生十八日能
高屋大夫爲ニ多韓婦人名阿麻呂願南无頂礼作奏
也の卅四字を刻セ丙寅を推古天皇十四年ニあて
天保十三年ニ一千二百三十六年ニ正月生ハ我生明の生とハ
ハ法三日と云ル時ハ十八日ハ今ハ二十
日なり高屋ハ何人国神別神魂命十世の

孫伊己止足尼連の後と姓氏録ニ見ル氏族
なり

敷迦仏光背ハ内ニ年十二月十五日朝風又將真
冬海師慧燈爲ニ嗽加大臣願敬造釈迦像ス此
願力七世四恩六道四生俱成正覚の四十九字と
四行ハ鐫セ内ニ推古天皇三十六年なり天保十三
年ニて一千二百十五年ニ嗽加大臣ハ蘇我馬子大臣と云
なり馬子推古天皇三十四年五月二十日丁未
亮ス日本書紀ニ見ル所ニ記文ハ仏ニて
考ルニハ四十八体一対ハ仏ニて考ハ他ニ

4 年 9 月

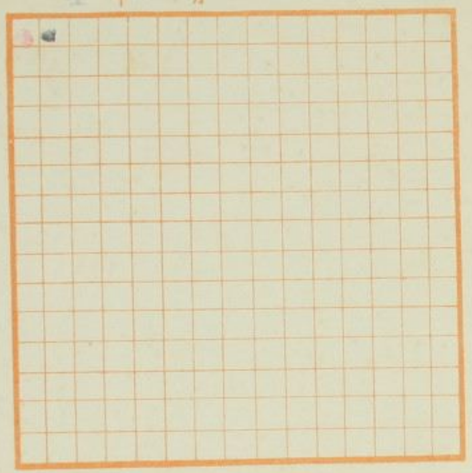

らん又四十八体と號する事ふる者まして
あるを

師觀

彩井羅州の軍吾考ふ法師觀ハ相の本と以
て造て織物の彩を彩をしらしもえへ
も結を作るる事ふ緑青をとりつて藥の形ちこ
れ物と彩色をしらまりたるもあ
る此のは觀ハ日本紀推古天皇十一年十一月皇
太子請天皇以作大相及觀とあるへられを
天保十三年ふを一千二百四十年あのを此をい

らん又四十八体と張子作ることふる者多しと
なり

帥觀

新井龍州の軍器考に法隆寺に觀八相の木と紙
で造る獅子の彫と彩色をしるしたるものへ
も結と有るを見るに緑青をとりつけ藥の形ゆこ
ゝなる物と彩色をしゝ彫をしたるものあ
り此のは觀は日本紀推古天皇十一年十一月皇
太子請天皇以作大楯及觀とあるものなれども
天保十三年に一千二百四十年あのものなりい